

## 日英共同声明(仮訳) ～21世紀のためのダイナミックな戦略的パートナーシップ～

日英両国は、民主主義、法の支配、人権及び開かれた透明性の高い市場という共通の価値に基づく両国間のダイナミックな戦略的パートナーシップを再確認する。これは、長きにわたる歴史を持つ関係であると同時に、強固に未来を志向するものである。

我々は、世界の平和と安全保障、世界の成長と繁栄、そして科学、技術、イノベーション及び教育と文化の分野における協力をさらに強化することを決意した。

### 世界の平和と安全保障

我々は、公海、サイバー空間及び宇宙といったグローバル・コモンズを守り、法の支配及び国際的規範に基づく国際システムを支援するために共に取り組む。我々は、自由貿易及び開かれた国際システムに関する我々の共通の利益を増進し、国際社会の平和と安全を強化するためにこれを行う。我々は、国際連合の原則に沿って、またそれぞれの憲法の枠組みに従ってこれを行う。

我々は、安定した安全保障環境は社会的・経済的繁栄に資することを再確認し、また、東アジア地域の重要性が増しているという認識のもと、東アジア地域の安定は世界の繁栄と安全保障にとって不可欠であることを再確認する。我々は、世界のいかなる地域であっても紛争を平和的に解決すべきとの我々の共通のコミットメントを再確認する。我々は、国連海洋法条約を含む普遍的に合意された国際法の諸原則へのコミットメントを再確認し、また航行及び上空飛行の安全及び自由は、海洋分野を含む、我々及び国際社会双方の利益に資することを再確認する。

日本は、「積極的平和主義」について英国に対して説明した。英国は、平和、安定及び繁栄を確保するための国際的な努力における日本のより積極的な役割を歓迎する。この分野における既存の協力を土台として、我々は将来の協働のための包括的な枠組みを作ることを決定した。その一環として、我々は兵站的・技術的・事務的支援を相互の部隊に提供するための、物品役務相互提供協定を早期に交渉開始する。さらに、それぞれの国の関連する法令に従って、我々は次の分野において、機会を精査し、協力の提案を行う。

- (1) 国際の平和と安定を維持するための国際的な努力への共同の貢献
- (2) 相手国を訪問中の自衛隊及び英国軍関係者及び船舶、航空機、車両等への支援の受入れ及び提供
- (3) 特定の事務手続に従った、相互の部隊の相互の国への訪問の許可
- (4) 両国の部隊が同一の任務に配置された場合の支援
- (5) 我々の協力の目的に役立つ情報や分析を共有するための新たなメカニズムの確立
- (6) 自衛隊及び英国軍の間での共同訓練プログラム

我々は、安全保障及び防衛につき意見交換し、また上記の枠組みを発展させるための具体的な提案を行うために、外務・防衛閣僚会合をロンドンにおいて開催する。

我々は、関係法令に従い、2013年7月に署名された協定及び過去2年間のこれらの分野における両国の協力に基づいて、共同開発・生産のための様々な適切な防衛装備品プロジェクトを特定し続けていく。

我々は、日本による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備を支援するため、特に2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会を主催した英国の経験を踏まえ、警備、警察及びサイバー安全保障の分野において緊密に協力していく。日英両国は、自由で、開かれた、安全なインターネットを支持する。我々は、インターネット・ガバナンスにおけるマルチステークホルダーモデルの継続のための国際的なフォーラムにおいて緊密に協力していく。我々は、次回の日英サイバー対話を心待ちにしており、また国連政府専門家グループの活動を引き続き支持していく。

我々は、ホームグロウン・テロを含む両国市民に対する、また海外の我々のパートナー諸国へのテロのリスクを減少させるために共に取り組む。我々は、テロリズムの拡散に立ち向かい、北アフリカ及びサヘル地域における不安定な情勢をもたらしている要因に対応するための、調整され、一致したアプローチを必要とする。我々は、国連安保理決議第2133号(2014年)に則り、テロリストへの身代金の支払いを全面的に拒否する。我々は、ソマリア沖及びアデン湾、ギニア湾における船舶に対する海賊行為に立ち向かうため、海上安全保障の分野で協力していく。

我々は軍縮、不拡散、通常兵器の管理並びに武器・デュアルユース品及び技術の輸出管理の分野における更なる協力を強化することを決意している。我々は、国際的な核軍縮・不拡散体制の基盤である核拡散防止条約を支持し、2010年の核拡散防止条約運用検討会議の結論及び勧告の実施を促進していく。我々は、2015年の次回運用検討会議に向けた準備において協力していく。我々は、原共同提案国として、武器貿易条約の発効及び実施を強く支持していく。英国は、軍縮・不拡散イニシアティブによる諸貢献及び日本による4月の閣僚会合の広島での主催に留意する。我々は、関連する国連安保理決議の完全な実施を含め、制裁レジームの改善のための協力を強化していく。

英国は、日本とNATOのパートナーシップを歓迎し、また9月にNATOサミットを主催することを心待ちにしている。

我々は、北朝鮮における、組織的で恐るべき人権侵害の継続を非難し、北朝鮮に対し、拉致問題を含む人道上の懸念に対応する速やかな措置をとるよう求める。我々は、北朝鮮が、関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントに従ってすべての核兵器及び既存の核計画並びに弾道ミサイル計画を放棄し、核拡散防止条約下のIAEA包括的保障措置協定の履行に戻る必要性を強調する。

我々は、ミャンマーにおける継続的な民主化、経済改革及び国民和解を全面的に支援する。我々は、ミャンマーに対し、2015年の選挙が、信頼に足り、包摂的で、透明性のあるものとなる

ことを確保するために憲政上の改革及び選挙改革に取り組むこと、またラカイン州の状況についての長期的解決を見出すことを求める。

日英両国はスリランカの国民和解、人権状況の改善及び説明責任を支持するという目的を共有しており、スリランカを含む南アジアについての実務者レベルの対話を計画する。

我々は、シリア及びその周辺諸国における悪化する人道状況について重大な懸念を表明し、アサド政権に対し、支援物資の輸送に対する恣意的な妨害をやめ、政治プロセスに建設的に関与することを求める。

我々は、イランに対し、自国の人権状況を改善し、この目的のために国際連合に完全に協力することを求める。我々は、交渉を通じたイランの核計画の解決を目的としたE3+3協議における最近の進展、及びイランの核活動に関する国際的な懸念に対処するためのIAEAとイランとの間での協力の枠組みを歓迎する。また、我々は、継続的な共同行動計画の実施は不可欠と考える。

我々は、中東・北アフリカ地域における政治・経済改革への継続的な支持を誓約する。英国は、特に武器の警備及び破壊プログラムを通じた、リビアにおける安定と安全保障を改善するための国際的な努力への貢献を増加するという日本の決定を歓迎する。

我々は、ロシアによるクリミア併合の試みは明白な国際法違反であり、国際社会における法の支配に対する深刻な挑戦であることを改めて表明し、また、来る大統領選挙を含むウクライナにおける民主的プロセスへの我々の支持と尊重を強調する。我々は、世界のいかなる場所においても紛争を平和的に解決すべきとの共通の立場を再確認する。3月24日及び4月26日のG7声明で示されたように、G7はロシアの違法な行動に対する強い非難で一致している。我々は、コンタクト・グループによる緊張緩和のための措置を歓迎し、また国際社会は、適切な場合には更なる措置をとる用意をしつつ、緊張を緩和する、迅速かつ目に見える進展を期待していることを改めて表明する。

## 世界の成長と繁栄

我々は、日英両国経済の再活性化における進展を歓迎し、マクロ経済政策及び広範な構造改革を含む分野における経験を共有するために協力していく。両国は、これが新たなビジネスや投資の機会を切り拓くことを期待する。我々は、我々のビジネス関係の力強さを示す多くの最近の発表を歓迎する。

我々は、透明性の高い経済、政府及び社会への我々のコミットメントを再確認し、英国は、日本が重要なイニシアティブであると考えられるオープン・ガバメント・パートナーシップへの参加の検討を加速させるとの意欲を、歓迎する。また、我々はまた、コーポレート・ガバナンスの強い原則を推進するために協力することを決定した。

日英両国は、英国産牛肉の対日輸出の問題について、日本政府の確立された手続に従って引き続き議論していく。英国は、不必要な貿易障壁を排除するため、日本から輸出された食

料及び飼料に含まれる放射性核種に対する残存する制限措置についての欧州委員会による再検討に積極的に参加していく。

日英両国は、包括的な日EU経済連携協定に関し、すべての主要課題を含む形で2015年中に大筋合意に達することを目指し、強固な経済的パートナーシップを強化することを決意する。これは、物品及びサービス貿易、投資並びに調達に関する市場アクセスの問題に対処するものである。また、我々は、日EU戦略パートナーシップ協定のための継続中の交渉にもコミットしている。

日英両国は、国際的な経済フォーラムにおける協力を増加する意図を共有する。我々は、6月のG7首脳会議及びG7エネルギー大臣会合を含む本年のG7を通じて、成功した成果を達成するために緊密に協力する。我々は、WTO貿易円滑化協定の早期実施を含め、多角的貿易体制の強化にコミットしている。我々は、採取産業に関わる支払いをより透明化するための世界共通の報告基準に向けて前進する。

我々は、金融活動作業部会(FATF)基準の実効性のある実施及び実質所有者に関する国別行動計画の早期実施について、率先して範を示すことに対する我々のコミットメントを再確認する。この点について、日本は、実質所有者情報に関する公的な中央登録機関のような案を含むG8行動計画原則に留意しつつ、日本の行動計画に基づき法人及び法的取極めの悪用を防止するための制度を整備することを真剣に検討する。

両国は、G20/OECDの税源浸食・利益移転(BEPS)行動計画を完全に支持し、OECDにより採択された、自動的情報交換の新しい基準への強い支持を表明する。英国及び日本は、全ての金融センターが、9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において詳細にされる実施計画に沿って、税に関する情報の自動的な交換の新しい国際基準を迅速に採用することを求める。日本は英国を含む国・地域による当該基準の早期採用に向けた努力を歓迎し、検討のプロセスを加速させる。

我々は、5月6、7日にパリにて開催されるOECD閣僚理事会の議長国及び副議長国として、東南アジア諸国へのアウトリーチを含め、協力していく。

また、日英両国は、英国の健全性規制機構及び日本の金融庁により発表された、人員交換計画を歓迎する。この取組により、規制のベスト・プラクティスが国際的に拡散され、世界を代表する二つの金融業界の緊密な経済関係が更に強固になる。

日英両国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を期待する。我々は、日本が同大会を準備する中で2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の成功の、またそれぞれ2015年及び2019年に開催されるイングランド及び日本におけるラグビー・ワールドカップの経験を共有するための、主催国間協力覚書の署名を歓迎する。

英国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災及び津波後の日本国民の継続的な強靱性を賞賛する。また英国は、グローバルな、平和的かつ安全な原子力の利用と再生可能エネルギーの導入の加速を含む、日本の新しいエネルギー基本計画を歓迎する。日英両国は、企業間の協力の促進や民生用原子力の協力の深化によるものを含め、クリーンエネルギーの

開発促進において共に取り組んでいる。日英両国は、日英民生用原子力協力の枠組み及び我々の年次原子力対話と一致した形で、また最近設置された原子力規制委員会への支援を通じて、現在進行中の福島第一原子力発電所の廃炉のための取組を支援するため、引き続き協力していく。我々は、外国企業が廃炉分野における専門的な知見を提供できるような構造を確保するために引き続き協力していく。

我々は、気候変動は世界経済に大きな脅威を及ぼし、国際的なフォーラムにおける強力な、調整された行動が必要であることを確認し、また、原子力は、低炭素、受容可能な価格及び安全なエネルギー・ミックスの達成において非常に重要な役割を果たしていくことを信じる。我々は、世界の気温の上昇を摂氏2度以下に抑えるという観点から、世界の温室効果ガス排出量の大幅な削減が求められていることを理解する。この目的のため、日英両国は、世界全体での排出を2050年までに50%削減するという目標の一部として、他の先進諸国と共に合計80%あるいはそれ以上排出を削減するという長期的な目標を再確認する。我々は、温室効果ガスの排出を決定的に削減する唯一の信頼性のある方法は、2015年のパリにおける第21回締約国会議において、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)の下で合意される、全ての締約国に適用される新たな野心的な世界的取極めであって、多国間のルールに基づくレジームを強化するものを通じてであると信じる。我々は、例えば9月の国連事務総長による首脳会合の場で、また、排出を削減するための強化された国内的・国際的行動を通じて、必要なリーダーシップを示す用意がある。我々は、COP21に十分先んじて、また、もし準備ができれば2015年第一四半期までに、そうするよう招請したCOP19における決定に基づき、我々が自主的に決定する約束草案を準備し、示していく。我々の気候変動及びエネルギーに関する別個の共同声明は、これらの分野のいくつかにおいて、我々がどのように協力していくかを示している。

日英両国は、開発分野において更に協働していく。日英両国は、ポスト2015年開発アジェンダに関するハイレベルパネルの勧告を歓迎し、極度の貧困撲滅に中心的な重点を置き、持続可能な開発を中核とした、また人間の安全保障を確保する、平和で非暴力的な社会、グッド・ガバナンス、法の支配を含む、簡潔で測定可能な目標の確保のため協力していく。日英両国は、ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会期間中に開始され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につながるオリンピック・パラリンピック栄養プロセスの、フォローアップにおいて、飢餓及び栄養不良への取組のモメンタムを維持するために、世界のパートナーと協力する方法を模索していく。

我々は、6月のロンドンにおける閣僚級会合に先立ち、紛争下の性的暴力予防イニシアティブ(PSVI)について協力することを決意し、また日本は、6月の閣僚級会合において主要な役割を果たす用意がある。日英両国は、刑事司法の分野においてより緊密に協力し経験を共有することにコミットしている。

## 科学、技術、イノベーション、教育及び文化

日英両国は、経済成長を推進し、地球規模課題に対応するための科学、技術及びイノベーションにおける協力の重要性を強調する。我々は、日英科学技術合同委員会がこの分野における将来的な方向性を定めることを期待する。我々は、両国の主要高等教育機関の間の協働を増加する一つの方法として、5月の日英研究教育大学協議会を歓迎する。我々は、多様な

分野における著名人から成る重要な年次フォーラムである、日英21世紀委員会を引き続き支持する。

我々は、世界的な医療課題に対する協調したアプローチの重要性に留意し、薬剤耐性に関する協力及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための協力を更に追求する意図を共有する。日本は、2013年のG8認知症サミットを含む、認知症に関する世界的な努力に関する英国のリーダーシップを歓迎し、本年、フォローアップイベントを主催する。

日英両国は、学生及び知的交流の重要性を認め、この分野における更なる協力を働きかけていく。日英両国は、我々の二国間関係のためにJETプログラムが果たした貢献を再確認する。両国とも、英国の申込者による継続的・積極的なJETへの参加を期待する。

英国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、IELTSといった国際的に認知された英語力評価の提供を通じることを含め、日本における英語教育を増進させる目標に貢献し、また、日本は、英国における日本語教育の促進のために英国と協力していく。

また、英国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、両国間の既存の強い文化的関係を土台として、2012年ロンドン文化オリンピアドからの経験を共有することを提案する。